

Office 3chu



◇ご家庭向け事務局だより◇

オフィス三中
令和7年6月発行
第三中学校地区共同学校事務局

◆就学援助制度について◆

伊勢崎市では、経済的な理由により就学させることが困難な家庭に対し、学校生活に必要な費用の一部を市が援助する「就学援助」という制度があります。援助を希望される保護者の申請に基づいて、教育委員会でご家族の生活状況等を審査し、援助の可否を決定します。

○就学援助制度が受けられる基準

- ・世帯全員の所得が、教育委員会の定める基準を下回り援助を必要とする方
- ・生活保護家庭に準ずる程度の経済状況である家庭



○援助内容

学用品費、通学用品費、校外活動費、学校給食費、修学旅行費、卒業アルバム代（令和7年度より新設）などがあり、教育委員会が定めた単価に基づき援助します（学校への支払いは免除されません）

○就学援助費の申請

申請書に記入していただき、必要書類を添付することになります。

教育委員会学務課学事係または学校へお申し出ください。

問い合わせ先：学務課学事係 TEL0270-27-2787（または各小中学校へ）

※就学援助制度の詳細については、伊勢崎市ホームページをご覧ください。

伊勢崎市 就学援助



◆集金方法の変更について◆

令和7年度より、学校での学年費等の諸経費は、集金袋の代わりに配付する専用の「払込票」で、コンビニ・スマホ決済等を利用する方法に変更させていただきました。これは第三中学校区4校全て同一の集金方法です。

○変更した目的

- ・児童生徒が現金を持ち運ぶことによる学校内外での盗難や紛失事故の防止
- ・保護者様の利便性の向上、学校での集金業務の軽減

○お願い

- ・支払期限までに必ずお支払いをお願いいたします。
- ・各学校より tetoru で連絡をすることがありますので、必ずご確認ください。

○ご注意

スマホ決済アプリで払込票のバーコードをスキャンして支払った後でもコンビニでの支払いができてしまいます。支払い後の取扱いにご注意ください。二重払いをされた場合、手数料分についてはリコーリースに支払われるため返金できません。